

※ 本協定書（案）は、乙（優先交渉権者）が応募グループであることを想定して作成しています。
乙が単独応募者である場合や特別目的会社を組成することを提案した場合には、基本協定書及び
売買契約書には必要な範囲で変更を行います。

奈良県中小企業会館等宿泊事業者選定事業に関する基本協定書（案）

奈良県（以下「甲」という。）、奈良商工会議所（以下「乙」という。）及び●●グループの代表
表構成員である【事業者名】、構成員【事業者名】、及び構成員【事業者名】（以下併せて「丙」
という。）とは、奈良県中小企業会館等宿泊事業者選定事業（以下「本事業」という。）に関して
次のとおり合意し、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、丙が本事業における優先交渉権者として決定されたことを確認し、丙が実施
予定の本事業に関して必要な基本的事項を定め、本事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目
的とする。

（本事業の履行）

第2条 丙は、奈良県中小企業会館等宿泊事業者選定事業募集要項（以下「募集要項」という。）
及び丙が甲に提出した提案に記載している各事項（以下「提案事項」という。）を遵守し、本事
業を誠実に実施する。

- 2 甲及び乙は、丙に対し、公益上必要と認めるものについて、合理的な範囲内で本事業の変更
を求めることができる。
- 3 丙は、本事業の実施に際して疑義が生じたときは、速やかに甲及び乙と協議を行い、誠実に
これに対処する。

（売買契約）

第3条 本協定の締結後、奈良県中小企業会館及び奈良商工会議所会館（以下「計画地」という。）
の売買に関する契約の締結に向けて誠実に協議し、令和●年●月●日（以下「契約締結期日」
という。）までに、募集要項に定める内容を含む計画地の売買に関して、提案事項に基づき、甲
と丙及び乙と丙において、それぞれ売買契約を締結する。

- 2 前項の規定における甲と丙の奈良県中小企業会館にかかる売買契約金額は●, ●●●, ●●●,
●●●円とする。
- 3 第1項の規定における乙と丙の奈良商工会議所会館にかかる売買契約金額は●, ●●●, ●●
●, ●●●円とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、契約締結期日は、甲、乙及び丙の合意により変更することがで
きる。
- 5 第1項の規定における甲と丙の売買契約は、乙と丙の売買契約の締結及び奈良県議会の議決
（当該議決が必要となる場合に限る。）を経ることを停止条件とする。

(契約の不成立)

第4条 前条の規定にかかわらず、売買契約の締結前に、丙について、次の各号のいずれかの事由が奈良県中小企業会館等宿泊事業者選定事業公募型プロポーザルの優先交渉権者決定手続に関して生じたとき、募集要項に規定する応募者の資格を有していないことが明らかになったとき、募集要項に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、第3条第1項に規定する契約締結期日を経過したとき、又は募集要項に定める優先交渉権者の資格を喪失したときは、甲及び乙は売買契約を締結せず、又は締結した同契約を解除する。

- (1) 公正取引委員会が丙に対し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の排除措置命令をしたとき。
- (2) 公正取引委員会が丙に対し独占禁止法第50条第1項の納付命令をしたとき。
- (3) 丙(丙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罰条により公訴を提起されたとき。

(基本協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から売買契約締結日までとする。ただし、売買契約に至らなかった場合は、売買契約の締結の可能性がないと甲及び乙が判断して丙に通知した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条、第7条、第9条、第10条及び第13条の規定の効力は、本協定の有効期間後も存続する。

(準備行為)

第6条 丙は、売買契約締結前であっても、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲及び乙は、必要かつ可能な範囲で丙に対して協力するものとする。

2 丙は、当該準備行為について、甲及び乙が求めた場合は、進捗状況を甲及び乙に報告しなければならない。甲及び乙は、丙の報告内容が募集要項及び提案事項と異なり、是正が必要と判断した場合はその指示を行うものとする。

(土地売買契約の不成立)

第7条 甲、乙及び丙のいずれの責めにも帰すべからざる事由により、売買契約の締結に至らなかった場合には、甲、乙及び丙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、甲、乙及び丙に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(基本協定の解除)

第8条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、基本協定を解除する。

- (1) 丙の帰責と認められる事由(第4条各号の事由を含むがこれに限らない。)により売買契約の締結に至らなかったとき。
- (2) 前号以外の事由により売買契約の締結に至らなかったとき。
- (3) 第6条第2項の規定により、甲又は乙が是正の指示を行ったにも関わらず、丙による是正が

見受けられないと甲又は乙が判断したとき。

(4) 売買契約が解除または解約されたとき。

(損害賠償)

第9条 第8条第1項第1号の規定に該当したことにより基本協定が解除されたとき、丙は、基本協定の締結から解除までに甲及び乙が要した費用について甲及び乙へ賠償する。

(秘密保持)

第10条 甲、乙及び丙は、本事業又は基本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げる以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本事業又は基本協定の目的以外に使用してはならない。

(1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらずに公知となった情報

(2) 開示者から開示を受ける前に既に被開示者が自ら保有していた情報

(3) 開示者が基本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報

(4) 開示者から開示を受けた後、正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報

(5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報

(6) 甲が法令等に基づき開示する情報

2 甲、乙及び丙は、それぞれ相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

3 前項の場合において、甲、乙及び丙は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないように適切な配慮をしなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 丙は、甲及び乙の事前の書面による承諾を得た場合を除き、基本協定上の地位並びに基本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(基本協定の変更)

第12条 基本協定は、甲、乙及び丙の書面による全員の合意がない限り、変更することができない。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、基本協定に関する一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第14条 基本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は基本協定に関し疑義が生

じた場合は、その都度、甲、乙及び丙は誠意をもって協議により解決するものとする。

以上を証するため、本協定●通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（奈良県）

所在地

代表者氏名

乙（商工会議所）

所在地

代表者氏名

丙（優先交渉権者）

【代表構成員】

所在地

代表者氏名

【構成員】

所在地

代表者氏名

【構成員】

所在地

代表者氏名